

大阪府後援名義使用承認に関する要領 (ただし道路室が所管するものに限る)

(目的)

第1 この要領は、道路室が、団体又は組織(以下「団体等」という。)が企画及び実施する行事に対して、大阪府の後援名義使用の承認に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(使用承認の基準)

第2 以下の基準を満たす場合、大阪府の後援名義の使用を承認する。

(1) 団体等について

後援名義を使用しようとする行事を主催する団体等の存在が明確で、府からの連絡が容易に取れる状況にあり、かつ行事執行体制が十分であると判断できる場合であって、次の各号に該当すること。

- ① 政治又は宗教に係わるものでないこと。
- ② 暴力団員(大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)(以下「条例」という。)第2条2号に規定する暴力団員をいう)又は暴力団密接関係者(条例第2条4号に規定する暴力団密接関係者をいう)でないこと。

(2) 行事の目的

行事の目的が本府道路行政の施策に寄与すること。

(3) 行事内容

次の各号に該当する行事であって、後援名義の使用承認を行うことが適当と認めるものであること。

- ① 公益性があり、本府道路行政の向上に寄与するもの。
- ② 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利用されていないものであること。
- ③ 営利目的でないこと。
- ④ 暴力団(条例第2条1号に規定する暴力団をいう)の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。

(4) その他

次の各号に該当すること。

- ① 入場料、参加料を徴収する場合は、参加者に過度の負担とならない額であること。
- ② 金品の寄附、援助又は行事参加等の強要が行われないこと。
- ③ 過去に後援名義使用承認条件に違反したことがないこと。

(使用承認の手続き等)

第3 後援名義使用を希望する団体等は、別添「後援名義使用申請に関する手続きについて」の1(1)から(6)に定める書類を道路室に提出する。

申請の内容が第2の基準を全て満たしていると認められる場合は、後援名義使用を承認することとし、団体等に後援名義使用承認書を交付する。なお、承認にあたっては必要な条件を付すこととする。

(後援名義の承認取消し等)

第4 承認に係る団体等又は事業の内容が要領第2に定める基準に適合しなくなった場合、又は承認に付した条件に違反した場合は、当該使用承認の取消し又は以後、当該団体等に対して後援名義の使用を承認しないことができるものとする。

(その他)

第5 この要領により判断できない場合は、その都度検討することとし、必要あればこの要領を改正する。

(施行期日)

この要領は、令和4年6月 21 日より運用する。